

臨時報告第10号様式

矯正局長

殿

東京矯正管区長

黒刑発第1508号

平成22年9月15日

黒羽刑務所長

自殺事故報告

事故の概況

平成22年6月17日(木)午後6時47分、当所管下宇都宮拘置支所女区(単独室)において、同所収容中の受刑者(以下「事故者」という。)が、  
ところを巡回中の副看守長が発見し、直ちに非常ベル通報した(最終動静確認については、発見時刻の10分前の同時37分、同居室内において、事故者がところを現認している。)  
同非常ベルにより複数名の職員が現場に急行し、開扉の上、事故者の状態を確認したところ、自発呼吸及び意識が確認できなかったため、直ちにAED等による救命処置を施すとともに、同時51分、救急車の出動を要請した。同日午後7時13分、当所を出発し、の外部病院( )に救急搬送開始。同時17分、同病院に到着し、治療を実施したものの、同時46分、同病院医師により死亡が確認されたものである。

事故の状況

1 発生年月日	平成22年6月17日(木)
2 発生時刻	午後6時47分
3 場所	宇都宮拘置支所女区(単独室)
4 方法	
5 経緯	同日、日中における特異動静はなく、午後6時37分、同居室内において、事故者がところを現認している(最終動静確認)。
6 使用器具	
7 逮捕制圧等の状況	該当事項なし
8 事故による犯罪	該当事項なし
9 その他	該当事項なし

1 事故者の種別 自殺者



<p>事故者</p>	<p>2 身 分 3 氏 名 4 生 年 月 日 5 罪 名 又 は 事 件 名 6 刑 名 ・ 刑 期 7 刑 の 起 算 日 8 刑 の 終 了 日 9 犯 数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状 12 本 籍 所 13 住 所 14 特殊被収容者報告の有無 15 そ の 他</p>	<p>受刑者</p> <p>該当事項なし</p>
<p>職員の状況</p>	<p>1 配置及び勤務状況 2 監督方法 3 職責処理の状況</p>	<p>女区の配置については、平日昼間は女子職員■■■■を配置し、夜間及び休日は、■■■■勤務職員である男子職員が巡回を実施している。</p> <p>巡回時間については、15分に1回、巡回視察をすることとなり、職員は適正に巡回していた。</p> <p>監督当直者副看守長■■■■及び夜勤班長副看守長■■■■が適宜巡回し、監督していた。</p> <p>該当事項なし</p>
<p>事態收拾の措置</p>	<p>1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察署への依頼</p>	<p>支所長、処遇主任外10名を招集した。</p> <p>病院移送勤務、収容棟応援勤務、警備係勤務に配置した。</p> <p>該当事項なし</p> <p>該当事項なし</p>
<p>事 事</p>	<p>1 事故者の動機</p>	<p>■■■■</p>

<p>故 の 原 因 ・ 動 機</p>	<p>2 施設側の欠陥</p>	<p>(1) [Redacted]</p> <p>(2) 新確定受刑者の心情把握が不十分であったと考えられる。</p>
<p>事 故 者 に 対 す る 措 置</p>	<p>1 懲 罰 2 事 件 送 致</p>	<p>該当事項なし 該当事項なし</p>
<p>改 善 事 項</p>	<p>1 改善した事項</p>	<p>(1) 平成22年7月12日及び13日、 [Redacted]。 (2) 平成22年6月21日付け支所長指示第19号「刑確定者等に対する面接及び居室検査の実施について」を発出し、 [Redacted] こととし、同種事故の防止するための留意点等について指示した。 (3) 平成22年6月24日付け支所長指示第21号「担当主任の指定について」を発出し、主任矯正処遇官（処遇担当）が担当する被収容者を明確にし、被収容者の特異な動静・言動、書信・接見で知り得た情報を確実に把握することにした。</p>

	2 改善すべき事項	(4) 上記(2)の指示発出後、全職員に対し、職員点検時に同指示の趣旨等を説明するなどし、同種事故発生防止を図った。 該当事項なし
その他参考事項	遺族感情	